

令和5年第7回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和5年7月25日（火）午前9時20分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和5年第7回東串良町農業委員会会議録

令和5年7月25日							
東串良町役場委員会室（3階）							
開催の日時 及び宣言	開会	令和5年7月25日 午前 9時20分				議長	大村 教男
	閉会	令和5年7月25日 午前10時11分				議長	大村 教男
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数 名 欠席数 名	○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋	
	○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
出席○ 欠席×	×	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
最適化推進 委員	○		有留 幸路	○		松元 友信	
	○		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
出席数 名	○		福岡 みどり	○		松留 和江	
	○		村吉 博美	○		谷口 憲三	
会議録署名委員	1 番	吉ヶ崎 弘一		2 番	松留 立美		
出席した事務局職員	局長, 次長	上野 勝志 駿河崎 哲郎		書記	宮之前 博一 若松 雄一・児玉 隆男		
会議 に 付 し た 事 項	<p>日程第1 議案第35号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について</p> <p>日程第2 議案第36号 農地中間管理事業農用地利用集積計画について</p> <p>日程第3 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第38号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について</p> <p>日程第5 議案第39号 農地のあっせん委員の選任について</p> <p>日程第6 議案第40号 非農地証明願いによる申請について</p>						

開会 午前9時20分

議長（大村）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

稲村委員が少し遅れてくるということで、出席者 15 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 5 年第 7 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、1 番吉ヶ崎委員と、2 番松留 立美委員にお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による貸借の合意解約が 2 件 3 筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長（大村）

それでは日程第 1 議案第 3 5 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が 3 件、賃借権が 5 件、使用貸借権が 1 件あります。

それでは、事務局の説明をお願いしたいところではありますが、資料 6 ページ、賃借権の 9 4 番については、借人が〇〇さんとなっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

それでは、東串良町農業委員会会議規則第 2 5 条によって〇〇委員は質疑の間、退席をお願いします。

（〇〇委員退席）

議長（大村）

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。資料 6 ページをお開きください。

賃借権の94番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

議長（大村）

それでは、引続き事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。資料1ページをご覧ください。

所有権移転の30番、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に31番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

次に32番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に4ページをお開きください。

賃借権の90番、貸人は川西の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新10年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に91番、貸人は大阪府豊中市の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新5年の利用権設定でございます。

5ページをご覧ください。

次に92番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新5年の利用権設定でございます。

次に93番、貸人は福岡市の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新5年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての使用賃借となります。

7ページをお開きください。

次に使用賃借権の95番、貸人は川西の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規5年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての使用賃借となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第35号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第2議案第36号農地中間管理事業農用地利用集積計画について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。資料8ページ、9ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が2件4筆、面積4,625㎡、使用貸借権が2件2筆、2,104㎡となっております。総面積は6,729㎡で、鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第2議案第36号農地中間管理事業農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第3議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転3件であります。

この内、24番については、譲受人は町外在住ではありますが、同様の申請を以前行っているため、今回は現地調査を省略しております。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。資料10ページをお開きください。

所有権の22番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

次に、所有権の23番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権移転でございます。

なお、この申請は、鹿児島地方裁判所鹿屋支部の判決に基づいてのものです。

次に、所有権の24番、譲渡人は大阪府守口市の〇〇さん、譲受人は鹿屋市の〇〇会社さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

以上でございます。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉ヶ崎委員

一つだけ質問させていただきます。24番の〇〇会社さんはどんな会社でしょうか？

事務局（若松）

よろしいでしょうか。去年から申請がございまして、この会社につきましては、適格法人という事で認めております。農業をする事業者と判断して鹿屋市さんも同様な判断をしていることを確認しております。

鶴丸委員

何を栽培されているのでしょうか？

事務局（若松）

以前説明しましたとおり、サカキを栽培しています。太陽光施設の影を利用してサカキを栽培しているという事です。以上でございます。

議長（大村）
他に質疑はありませんか？

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）
質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって日程第3議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）
次に、日程第4議案第38号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は所有権設定が2件、賃借権設定が2件の合計4件あります。

今回の4件につきましては、それぞれ現地調査を行っております。

まず、資料11ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査報告を〇〇委員にお願いいたします。

（木佐貫委員現地調査報告）

議長（大村）
ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）
質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）
異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

次に資料12ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調

査報告を谷口委員にお願いいたします。

(谷口委員現地調査報告)

議長 (大村)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 (大村)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (大村)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

次に資料13ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査報告を吉ヶ崎委員にお願いいたします。

(吉ヶ崎委員現地調査報告)

議長 (大村)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 (大村)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (大村)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

次に資料14ページの有限会社〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査報告を谷口委員にお願いいたします。

(谷口委員現地調査報告)

議長 (大村)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 (大村)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (大村)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

議長 (大村)

次に、日程第5議案第39号の農地のあっせん委員の選任について議題といたします。

今回は、賃借を求める申し出が1件あります。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思えます。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

(「事務局一任の声あり」)

議長 (大村)

事務局一任という声がありましたので、まず、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (宮之前)

それでは、説明いたします。資料15ページをご覧ください。

申請地とその周辺につきましては、図面のとおりです。

申請地は、議案書に記載されているとおりで、集積・集約を進めるためにも、隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめてください。

なお、あっせん委員に選任された委員におかれましては、資料の備考欄に記載されている事項を確認したうえであっせんを行ってくださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

それでは、事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に鶴丸委員と櫻木委員を指名いたします。委員長は、鶴丸委員にお願いしたいと思います。

よって、日程第5農地のあっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々にお願いすることに決しました。

議長（大村）

次に、日程第6議案第40号非農地証明願いによる申請について議題といたします。

今回は、申請が1件あります。

資料16ページの〇〇さんからの申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を杉木委員にお願いいたします。

（杉木委員現地調査報告）

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり取り消すことに意義ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は非農地として承認することに決しました。

以上で日程第6議案第40号非農地証明願いによる申請についての審議を終えたいと思います。

議長（大村）

その他に入りたいと思います。

委員の皆さんから何かありませんか？

木佐貫委員

13 ページの〇〇さんの砂採取の件ですが、周囲に住宅とかありますが、騒音とか大丈夫でしょうか？

事務局（宮之前）

騒音とかも含めて迷惑がかからないように、計画書に記載してあります。

櫻木委員

11 ページからの資料の中に、面積を記載してほしいのですが、資料としてわかりずらいかと思います。

事務局（宮之前）

次回から面積を記載したいと思います。

鶴丸委員

15 ページの〇〇さんのあっせんにつきましては、何か金額とかの条件がありますか？

事務局（宮之前）

資料に記載しているとおおり、希望価格、希望期間等特にございませぬ。

事務局（若松）

次のページの合意解約の明細のおおり、合意解約がされておりますが、砂を取った後という事で、金額面等も特になく農地が荒れるのを防ぐために希望されているという事です。

議長（大村）

他にありませんか？

なければ協議会に切り替えます。

○各委員から意見

○事務局から意見

※ 8 月現地調査：18 日（金）

定例総会：25 日（金）

申請締切：7 月 31 日（月）※8 月定例総会分

議長（大村）

ほかにございませぬか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和 5 年第 7 回定例総会を閉会いたします。

